



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号

TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@oren.netURL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>

第28期総会 開催 改悪された「働き方関連法」を 職場に持ち込むな

愛知健康センターは8月25日、第28期の総会を開き、加盟団体役員や個人会員、労働災害訴訟の原告・家族ら70余名が参加しました。

第一部は特別企画『健康で人間らしく生きるために』と題して、市議会議員や労働組合の役員、市民団体の重責を担う5名の若者たちが、自分と周りの若者たちの現状と想いを縦横に語りました。

2部は国際基準で快適な職場づくりを進め、運動方針で5項目を決め「労働法制のさらなる改悪に反対する」とした特別決議を満場一致で採択しました。

目次

第28期総会	1
第1部 特別企画	2
第2部 総会	3
衛生推進者養成講習の取り組み	4
第55回愛労連定期大会	5
8時間労働を守れ	6
ビッグスマイルを訪問して	7
シリーズ⑤「人間らしい労働と生活」	8
過労死大綱改定	10
さつき裁判・労災補償状況	11
一括法案反対運動	12
裁判日程	14
エッセイ	15
当面の日程	16

健康で人間らしく生きるために

若者たちが現状と想いを語る

愛労連の知崎事務局長からの連帯挨拶に続き、特別企画が行われました。司会は事務局員の櫻井善行さんが担当しました。



司会の桜井さん

発言順に

20代の名古屋の市会議員、西山あさみさんは「市は年間600時間を越える残業を命じてはいけないことになっているが、それ以上残業している人は年々右肩上がりに増えている。その数は300人近い、最長時間は1326時間にも及ぶ」と述べ、名古屋市の職員の在職死はこの半年間に3名、内2名が自死していると報告しました。

40代で「ふれあいユニオン」の運営委員長を勤める鶴丸周一郎さんは、「自分は労働問題に直面したことをきっかけに労働組合に加入した。ネットで偶然見つけたのが今の組合であった。次世代を担う人を育てるために学生インターンシップの受け入れを始めとして種々な活動を工夫して実行していきたい」と述べました。

40代で2人の子どもの父である福祉保育労組の副執行委員長井上芳紀さんは、「20年保育士をやっている。当時は人気のある仕事であったのに、現在は子どもと

接する以外の事務仕事が多くなり、残業が多くて給料の安い不人気な仕事になってしまいとても残念だ。全国的な最低賃金の運動をしていきたい」と矛盾を希望に変えた思いが語られました。

40代で市民運動「エキタス東海」に加わって野党と市民の共同を呼びかける熊谷茂樹さんは、「結婚を考えたときに自分の労働条件の低さを考え始めた。その後、ワークルールや組合などで闘う人の情報を知った」ことで組合活動に辿りついた経緯を振り返り、「職場でもの言えるのは組合があつてこそ」と語りました。

30代になったばかりの安城市の石川つばさ市議会議員は2期目。西山議員の報告を受けて「安城市も最長残業時間は1303時間に及び、月にならせば100時間を越え過労死レベルにある。」「行政は業務の民営化を推進し、住民福祉の責務を果たしていない」と述べました。

労働問題に関連して、愛知視覚障害者協議会の梅尾朱美さんから「省庁の障がい者雇用率の水増しは許せない。1976年の障がい者雇用促進法が成立以来ずーとごまかしていたことに、怒りがおさまらない」との発言がありました。



西山さん



鶴丸さん



井上さん



熊谷さん



石川さん

総会 第2部

第2部は猿田正機理事長が開会の挨拶で「現在の日本では、人間が大事にされていない。現状を変えるために、健康センターが役割を果たして行きたい」と抱負を語りました。

東海労働弁護団を代表して白川秀之弁護士は、「働き方改革」一括法について、矛盾が多いため改善してより良くする点と廃棄しなければならない部分があることを強調しました。

社会医学研究センターを代表して佐々木昭三さんは、7月に行われた衛生推進者養成講習で働くものの立場での受講生が40名に達したこと、愛知健康センターが28年目を迎えたことの先駆性を語りました。

総会の議事は、鈴木明男事務局長から一年間の総括を提起しました。その内容は、憲法25条27条28条に基づく活動の重要性を強調し、安倍「働き方改革」一括法は過労死防止法や労働基準法に逆行するとして反対運動を取り組んだこと。衛生推進者養成講習や相談活動の改善と労災認定裁判の支援活動に取り組んだことなどです。

引き続き、第28期の運動方針について提案がありました。

- 1、改悪された労働法を職場に導入させない
- 2、労働災害をなくし、快適で安全な職場

と地域づくり

3、改憲を許さず戦争する国づくり断固反対原発NO！

4、幅広いネットワークで「いのちと健康」を大切にする社会を

5、働く人の心と体、健康な社会を目指す運動体に

の5項目を掲げ、具体的には国際的な基準でものを見て世の中を変える運動体にしたいと呼びかけました。また、これまで「申し合わせ事項」としてきたいわば規約を、新たに「愛知健康センター規約」とするなど一部改正について提案しました。

「名古屋過労死を考える家族の会」の内野博子代表から労災認定の訴訟への支援要請があり、係争中の原告のみなさんから訴えがありました。水野弁護士は、最近の裁判所の判決が原告に厳しい状況にあり、原告・弁護団・支援者の頑張りが大切だと語りました。

討論では6名の方々から発言がありました。愛労連の相談活動の実態と問題点。ホーム柵設置運動の前進。戦争の悲惨な実態を美濃の山奥で見つけ、戦争をしてはいけないとの気持ちを新たにしたりなど。

総会は、運動方針をはじめ規約の改正、特別決議「働き方改革関連法の職場への持ち込みを許さず、労働法制の更なる改悪に反対する」を拍手で採択しました。

総会終了後、懇親会が開かれて盛り上がり

ました。不参加の方々から寄せられた、近況や励ましの言葉にも力をいただきました。

養った英気を運動に結びます。

記事：松本 直子
鈴木 明男



家族の会と労働裁判を闘っている方々。右端は水野弁護士

衛生推進者養成講習の取り組み

事務局次長 高垣 英明

公益財団法人社会医学研究センター(以下、社医研)の主催の元、衛生推進者養成講習の取り組みを行いました。愛知健康センターは愛知県教職員労働組合協議会の動きに学び、労働安全衛生の活動の担い手を広げ、どのように活動を強化するかについて検討しました。

2017年に行われた労安学校で『衛生推進者資格取得取り組みの提案』を発表し、愛労連の幹事会を訪問して、単組、単産での検討をお願いしました。

社医研では2015年から衛生推進者養成講習を特に教員向けに東京、埼玉、神奈川、千葉などで講習を重ねており、石川では医労連が医療関係者向けの講習を社医研に依頼して衛生推進者養成講習を行っているということです。

愛知県においても、社医研に依頼して、愛知労働局に機関登録をしました。社医研の窓口として愛知健康センターが労働者の立場に立った衛生推進者養成講習を全産業の労働者向けに行うこととなりました。石川県での経験を持つ愛知医労連から初めてのオファーがありました。

医労連から20名、愛知健康センターから10名の目標を立てて募集をしました。医労連から27名、健康センターから15名合計42名の応募があり、7月28日に養成講習を行い40名が修了証をもらいました。



当日は東から西に向かう異例ともいえる台風のおかげで、前日準備が大変でしたが、講習が終わるときに何人ものみなさんから講師陣に対しての質問が相次ぎ、最後には「全員での集合写真」をとる声が出ました。講師の方からは「こんなにたくさんの質問が出て大変嬉しかった」との感想を戴きました。

参加者からは『私たち労働者を守ってくれる、労安法について学ぶことが出来、主体的に働くという視点を学ぶことが出来ました』『これからも働く後輩のためにも今日学んだことを活かし、働き続けられる職場にしていきたいと思う。次回は同僚後輩に出席してもらおうよう働きかけていきたい』など、積極的に歓迎する多くの声が寄せられました。

(医労連のホームページより)

7月28日、愛知県医労連は第14回労働安全衛生学習交流集会を開催し、加盟組合9組織から26名が参加しました。(他産別含めて41名参加)今回は愛知健康センター、社医研センターの協力で「衛生推進者」の養成講習会を企画。一日かけて学習を深め修了証が授与されました。

講習の内容は、①労働衛生教育(1時間)、②労働安全衛生法令(1時間)、③衛生推進者の職務(1時間)、④危険と安全を科学する(1時間)、⑤実技演習(アクションチェックづくり1時間)です。

参加者からは「労働安全衛生を効率的に学べた」、「大変勉強になった。経営者まかせの労安委員会ではダメだと思った」、「職場の仲間がもっと受講するべき」と、大変好評の講習会となりました。

愛労連第 58 回定期大会を傍聴して

労安の風を吹かそう

事務局員 櫻井 善行

異常な暑さが襲来した最中の 7 月 22 日（日）、一宮の地で愛労連（愛知県労働組合総連合）第 58 回定期大会が行われました。愛労連は、1989 年 11 月に、当時「連合」に行かない行けない労働組合を中心に作られた愛知の労働組合のローカルセンターです。来年には結成 30 年を迎えようとしています



主催者挨拶をする樽松議長

かつての労働組合運動の中心的な担い手であった団塊世代が退職して 10 年近くになり、職場も組織も大きく変わりつつあります。労働組合運動を担う労働組合の存立基盤が脅かされようとしています。現在のローカルセンターが置かれている位置と、これからの課題が明らかになった大会でもありました。

愛労連は、それでも県下の闘う労働組合のリーダーとして、様々な分野で活動を担ってきました。労働相談活動に始まり、最低賃金の底上げ、非正規問題へのメス、改悪された労働法制を職場に持ち込まない闘い、そして安倍政治・安倍改憲に反対する闘いなど様々な課題を担ってきました。そして大会では、今まで見たことがない代議員が生き生きと発言をしていることが印象的でした。私の色眼鏡かもしれませんが、公務が元気がないのが気になりました。また、民間でも福祉・医療系の組合が頑張っているのに対して、本来牽引すべき製造業・基幹産業の組合も存在感が

伝わってきませんでした。

特筆すべき事は、この大会の方針に健康センターの闘いの紹介と、労働安全衛生活動に積極的に参加することを呼びかけていた事です。しかしこれは基調報告と議案書の紙上のことで、代議員の発言の中で、過労死や労災など労働安全衛生活動を積極的に行っているという発言はなかったように思えます。お昼休みには、争議団の仲間の闘いの紹介とともに、激励カンパが渡されました。健康センターからは、私を含めて 3 人の仲間の紹介がなされました。

これまで、私は愛労連大会には、代議員として参加していましたが、参加していた地域労連が組合員数減のため、代議員が一人だけになって、他のメンバーに譲り傍聴という形で参加しました。次回からは、工夫をして、代議員になるかは別として、労安の風を吹かせるための努力をしたいと思います。労働安全衛生活動は、賃金などの処遇改善とともに、労働組合運動の両輪だと思います。これを各労働組合に、力強く、粘り強く働きかけていくことを痛感した愛労連大会でした。

過労死等防止対策推進シンポジウム

のお知らせ

岐阜会場

11 月 14 日(水)14:00～

岐阜県図書館 多目的ホール

三重会場

11 月 13 日(火)13:30～

三重県教育文化会館

愛知会場

11 月 20 日(火)13:30～

名古屋国際センター 別棟ホール

8時間労働を守れ！ 政府・資本一体の悪政に立ち向かおう！

事務局員 近森 泰彦

2018 年国会で政府は 8 つもの法律を束にして一挙に労働法制改悪法を強行採決し、日本を世界で一番企業が活動しやすい国に変えるという安倍戦略が動き始めた。

1960 年の安保闘争や三池炭鉱労働者の大争議、ベトナム戦争反対の闘いに労働者、学生、市民の幅広い連帯運動が沸き起こった。裁判勝利の判例などによって充実してきた労働法制(憲法 27 条に基づく労働基準法や労働安全衛生法や同じく 28 条に基づく労働組合の結成・加入・活動の自由保障など)戦後半世紀の成果が一挙に崩されようとしている。資本と政府の労働者・労働組合対策の大きな流れを振り返ってみたい。

1964 年(昭和 39 年)、前年の第一次石油ショックによって引き起こされた狂乱物価に対抗して労働組合と市民の協同が広がり勝ち取った 32.9%の大幅賃上げに打撃を受けた経営者団体は「大幅賃上げの行方研究委員会」という名の組織を立ち上げた。その後「労働問題研究委員会」と名を変えて今日まで活動を継続している。最初の議長を務めた日経連会長桜田武氏は大幅賃上げを抑え込むために春闘賃上げを 1 ケタ台に抑えこむ方針を掲げ、民間企業労働組合(「同盟」)の協力を得てこれを実現できたことを評価している。

労働組合の解体を狙った民営化

1986 年(昭和 61 年)の年次報告書では国鉄民営化を「行政改革の真価が問われる最重要課題」と位置づけ民営化の強行を政府一体となって強行していった。中曽根康弘総理大臣は「民営化の一番の狙いは国労の解体にある」と本音を語り、政・財(労)一体で推し進めた。国鉄は民間営利会社 J R に変貌し闘う国労や全動労の活動家は雇用を拒まれ、長年にわたる解雇撤回闘争(2010 年まで 24 年間の闘争の後政治解決)にエネルギーを削がれた。この間に労働組合の主導権は J R 各社の企業内組合が握っていった。

また日経連は 1995 年の 5 月に「新時代の

『日本的経営』―挑戦すべき方向とその具体策」を出し、日本型終身雇用「終焉」を宣言した。この時日経連と経団連が合併し宣言を実行。新たに誕生した日本経団連の新会長、トヨタ自動車会長の奥田氏が采配を振るった。

宣言は労働者を①長期蓄積能力活用型②高度専門能力活用型③雇用柔軟型の 3 グループに分け①、②は長期雇用の社員③は短期雇用の非正規労働者とする大胆な方針を公表した。この時私たちは日本の雇用制度の中核(年功序列、社員中心)を根本から一挙に崩すこの宣言を「連合」でも受け入れることはなろうと一様に考えた。しこれは資本の決意を浅薄な経験から判断する誤りだった。

2003 年 9 月、「連合評価委員会の最終報告」(中坊公平座長)が公表された。前文で「・・・若い世代は子供を産み育てるゆとりを失い、少子高齢化がますます進展している。ジェンダー関係の変化に対して社会制度、慣行が対応していないため、様々な問題が顕在化し、外国人労働者の問題も顕著となりつつある。・・・労働基本権や労働基準法の軽視もはなはだしいなどこれまで合意されてきた最低限のルールまでも崩されようとしている」と指摘し「連合」に労働組合として奮起を促した。連合はこの指摘に今日にいたるまで答えていない。

組織の枠を超えて幅広い連帯

その後事態は職業紹介民営化(ハローワーク)、労働者派遣法の改悪により製造現場へ非正規労働者の導入、派遣会社の乱立と既成の岩盤が切り崩されていった。リーマンショック(2011 年 10 月)時には製造現場の多数を非正規労働者が占め、トヨタ関連企業では現場の解雇が続く職と住居を同時に失った多くの労働者が中村区役所に救援を求め集まってきた。この現実に対し無力だった労働組合は社会的な信頼を失っていくことになった。

(次頁下段へ続く)

一般社団法人ビッグスマイルを訪問して

事務局員 吉田 典子

愛知健康センターの労働安全衛生活動支援と相談活動の充実を図るため、京都にある一般社団法人ビッグスマイルを訪れました。

わたしは2015年、東京で行われた中央労安学校に参加したとき「あなたのような人がこの本を読むといい」と言ってビッグスマイルを主宰する大槻久美子さんの本『こころのケアのコミュニケーション』をいただきました。このことがきっかけで産業カウンセラーになりました。

大槻さんは、かつて勤務する会社の上司が過労死で倒れたことを証言してほしいと遺族から頼まれ、京都職対連の支援のもと、ご自



身の労災と不払い残業を闘い、勝利しました。多くの時間の不払い残業を会社に認めさせました。明らかになった資料を使い、上司の過労自死を認めさせました。更に同じ会社の海外事務所での過労死も認定させるなど、過労死認定の経験を持った産業カウンセラーです。

そのような方が2006年立ち上げたビッグスマイルを調べ、愛知健康センターの今後の活動の参考にしようと考えました。

（前ページの続き）

すでに非正規労働者は40%に達した。

過労死残業時間（直前の1ヶ月間に100時間、または連続して80時間）が「合法」になるなど健康センターや過労死家族の会が長年の運動で築いてきた判断基準が今回の労働法制改悪によって一瞬のうちに反故にされるかもしれない。労災認定に携わる監督官600人

真夏の暑い日、大槻さんを訪ねました。一番始めに話題になったことは、ビッグスマイルは非営利法人NPOではなく、一般社団法人の法人格であることです。NPOは地方自治体が行っていることであり、労働安全衛生の活動は第一義的に事業主が行うものです。事業主から見ればNPOでは単なるボランティアとしか見られない。一般社団法人格のほうが事業主に対して説得しやすいなどの話を聞きました。

この辺りから話は始まり2時間半もの長い時間お話を伺うことができました。困って相談に訪れた人へのサポートを継続するのに、事業主の責任を迫り働くものの立場に立つという運営のあり方にすごいと思いました。ストレスチェックを始め、従業員全員のカウンセリングをするのに、キャリア形成助成金等さまざまな補助金を駆使して事業主を説得するなど、なるほどと感心しました。

『無料相談』と言えば聞こえはよいが、相談をする側、受ける側、双方に甘えが出るとの指摘は、ずしりと響きました。

今後、愛知健康センターが予防にもシフトを広げていくには労働組合を主体として産業医や事業主と連携をとって、働くもののいのちと健康を守る仕組み、保健組織が必要になってきます。ビッグスマイルのような労働者の立場に立った産業保健組織を愛知でも作ることができるよう検討を進めていきたいと思っています。

減員は監督行政の民営化（既に社会保険労務士団体が名乗りを上げている）につなげる第一歩となる。労働者が安心・安全に働ける職場づくりは家族や地域社会の共通した大きな願いである。健康センターは労働者、労働組合・市民と共に一層幅広い運動づくりが求められている。

第5回

安倍政権の「成長戦略」としての「働き方改革」前史

愛知健康センター理事長 猿田 正機

「働き方改革」関連法案は、先の国会で安倍首相が最重要法案と位置づけたものである。自民党は、この法案を2018年6月29日に、会期を延長してまで強引に成立させている。

全労連・連合・全労協の労働3団体は「働き方改革」一括法案の強行採決に反対の決意表明をし、「過労死を考える家族の会」は官邸前で座り込みを実施するなどし、徹底的に反対の意思を示した。会代表の寺西笑子さんは「まじめに働く人が命まで奪われる。そんな日本でいいわけはありません。働く人の命を奪うような法律は絶対につくらないでください」と訴えた。

膨大な借金財政を抱え、不安定雇用が激増するなかで、実質賃金は低下し続け、過労死や過労自死も減る気配はない。この厳しい日本の現状を前にして、安倍長期政権はいったい何をしようとしているのか。安倍首相は、一方では、オリンピックや観光旅行者の誘致などで国民の目を逸らし、他方では、「非正規労働者をなくす!」、「女性活躍社会」、「有効求人倍率の改善」など美辞麗句を並べ立て法案成立に突き進んだ。

(1) 「新時代の『日本的経営』」と雇用の不安定化

1990年代前半のバブル崩壊後、いわゆる「失われた20年」の時代が始まるが、それへの対策として日経連が打ち出したのが、「新時代の『日本的経営』」(1995年)であった。そこでは、従来型の終身雇用の労働者を極端に減らし、「雇用柔軟型グループ」などの非正規雇用を増やす人事管理が謳われていた。政府は、それに沿って派遣労働法など労働規制の緩和を行った結果、非正規雇用が激増することになったのである。

派遣労働は1999年の法改正で一部を除いて対象業務が原則自由化され、2004年には製

造業でも解禁された。さらに、2008年のリーマン・ショックで大量の「派遣切り」が社会問題化し、民主党政権時代の2012年、日雇い派遣を原則禁止する改正

が行われた。しかし、自民党への政権交代を機に、安倍首相は2013年の国会での施政方針演説で、「世界で一番企業が活躍しやすい国の実現。それが安倍内閣の基本方針です」と述べ、その後、産業界の要請を受け、労働者保護から労働規制緩和へと政策転換が行われた。また、安倍内閣の下で、2013年には「正社員化」政策と称して「限定正社員」(「解雇のしやすい正社員」)制が導入される。



(2) アベノミクスから「働き方改革」へ

2013年には産業競争力会議ができ、デフレ脱却、物価上昇2%を目標として、いわゆる「アベノミクス」の「三本の矢」(2014年)が政策として打ち出される。それは、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間の投資を促す成長戦略、の3つである。「成長戦略」としては、「人材力強化・雇用制度改革」などが掲げられ、「雇用維持からリストラ支援へ助成金予算が逆転」することになる。

さらに、2015年9月には「新三本の矢」(1億総活躍社会)が打ち出される。それは、①強い経済、②子育て支援、③社会保障、の3つであるが、その目標とする「希望出生率1.8」も「介護離職ゼロ」も、その達成の可能性はほとんどない。

そのような経過を経て、安倍政権によって「働き方改革実現会議」が作られたのが2016年9月である。「労働界」からは神津連合会長が委員として参加している。安倍政権の「働

き方改革」の一つの柱が「同一労働同一賃金」の実現である。また、「時間外労働の上限規制」については、経団連と連合の間で、「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」（2017 年 3 月 13 日）がなされ、それは次のような内容になっている。①労働基準法に時間外労働の上限規制を明記すること、②勤務間インターバル制度の努力義務、③パワーハラスメント防止等、過労死を防止するための対策、などである。

そして具体的には、「週 40 時間を超えて労働することが可能となる時間外労働の限度は、原則として月 45 時間かつ年間 360 時間とし、特例として、臨時的な特別の事情がある場合（特別条項付き 36 協定）であっても上回ることをできない時間外労働時間を年 720 時間とする。この 720 時間についても、①2 カ月ないし 6 カ月の平均は月 80 時間以内（休日労働を含む）、②単月は 100 時間未満（休日労働を含む）、③月 45 時間を超える時間外労働は年 6 回を上限とすること」が要件となっている。



その直後の 2017 年 3 月 28 日に決定された「働き方改革実行計画概要」では、「基本的考え方」として、「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは働き方改革」で、「働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段」であると述べている。そして、「雇用情勢が好転している今こそ、政労使が 3 本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要」であると強調している。具体的には、次のようなことが書かれている。

1. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
2. 賃金引き上げと労働生産性向上
3. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正
4. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

5. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
6. 病気の治療と仕事の両立
7. 子育て・介護と仕事の両立、障害者の就労
8. 高吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
9. 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
10. 高齢者の就業促進
11. 外国人材の受入れ

一つ一つはもっともなことも書かれているが、単なる羅列に過ぎないと言ってよいだろう。詳しい検討・批判は次回に譲るとして、ここでいくつかの注意点を指摘しておきたい。第 1 は、そのほとんどが「企業の視点」から考えられていることである。第 2 に、先進国では珍しい長期にわたる「実質賃金の低下」の現実を無視している、という点である。第 3 に、世界的にみて著しく低下し続ける女性の地位、女性差別をどうするのか、という点である。「子育て・介護と仕事の両立」にしても両性の平等の視点なしには解決は難しいだろう。第 4 に、「病気の治療と仕事の両立」についても、過労死・過労自死をなくするための有効な手立てが必要であろう。第 5 に、「障害者の就労」、「教育環境の整備」、「高齢者の就業促進」、「外国人材の受入れ」なども、単に不足する労働力対策であってはならないだろうという点である。

（3）「働き方改革」から「人づくり革命」へ

厚労省は、「長時間労働の削減は喫緊の課題」とし、さらに、安倍第 3 次改造内閣は 2017 年 8 月の初閣議で、等しい教育機会の提供や社会人の学び直しを進める「人づくり革命」を謳った内閣の基本方針を決めている。政策課題としては、(1)復興の加速化(2)人づくり革命の断行(3)一億総活躍社会の実現(4)世界の中心で輝く日本——の 4 項目を掲げ「内閣の総力を挙げて推し進める」、としている。また、「『一億総活躍』社会を実現するため、長時間労働の是正や、同一労働同一賃金の実現など、労働制度の大胆な改革を進める」とする。

（10 ページ下段へ続く）

過労死大綱が改訂されました

事務局次長 高垣 英明

7月24日過労死防止大綱が改定されました。その直前、愛知健康センターでは、急遽パブリックコメントを出すようにとの呼び掛けをしました。京都で行われた過労死家族の会の合宿のなかで、「全国で150件ほどの意見が寄せられ」たことが厚労省の担当官から報告されました。岩城穰弁護士が「出していただけましたよね」との問いかけに、愛知から参加した鈴木明男事務局長が「愛知健康センターから8件出しました」と発言しました。

今回、「高プロ」が法制化されたひとつの論拠は、実は今までの大綱に数値目標として「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 % 以下とする（2020 年まで）」ということにあります。大綱の数値目標を「週労働時間 60 時間以上をなくす」としなければ、過労死をなくしていくことはできません。大綱のサブタイトルに書かれているように「健康で充実して働き続けることのできる社会」は大綱の数値目標を過労死認定ライン以下におさえなければなりません。「高プロ」が成立して「過労死」と言う言葉をなくせば良いと言うことではなく、「働き続けることができる社会」の実現こそ目標とするものです。

今回の改定では「勤務間インターバル」など、進んだものもありますが、ILO1号条約を批准し、「週労働時間 60 時間以上をなくす」数値目標をたてることに重点をおくべきです。

今回の改訂で厚労省は以下 5 点の特徴があるとしています。

1 勤務間インターバル制度の周知や導入に関する数値目標を含めた「過労死等防止対策の数値目標」を立てた。

2 国が取り組む重点対策として労働行政機関等（都道府県労働局、労働基準監督署又は地方公共団体）における対策として下記 3 点などを明記した。

- (1) 長時間労働の削減に向けた取組の徹底
- (2) 過重労働による健康障害の防止対策
- (3) メンタルヘルス対策・ハラスメント対策

3 調査研究における重点業種等として、自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療を引き続き対象とするとともに、近年の状況を踏まえ、建設業、メディア業界を追加した。

4 勤務間インターバル制度を推進するための取組や、若年労働者、高年齢労働者、障害者である労働者等への取組について新たに記載した。

5 職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを包括的に「職場におけるハラスメント」としてその予防・解決のための取組を記載した。

(9 ページより続き)

2018 年 6 月の「人生 100 年時代構想会議」で「人づくり革命」の内容を決めているが、そこには次のような内容が盛り込まれている。①幼児教育の無償化、②大学など高等教育の無償化、③大学改革、④リカレント（学び直し）教育、高齢者雇用の促進。

さらに、2018 年度税制改正で社員の学び直しの支援や、新技能を習得できる研修に取り組む企業の法人税を軽減する方向で調整し、学び直しや研修の充実は無償化と並ぶ人

づくりの中心施策と位置づけている。特に国内雇用を支える中小企業を重点的に優遇し、働き方の多様化や生産性向上につなげるとしている。

安倍首相は、さまざまな日本が直面する課題を挙げ、それをすぐにも解決するかのように声高に演説しているが、これらの課題を先送りし、問題を深刻化させてきた責任は長期政権を担ってきた自民党にあることは明白である。それをまったく無視する言動には驚くほかはない。

トヨタ社員Kさん過労自死労災認定裁判、弁論再開へ

トヨタ社員労災認定裁判を支援する会 中村 一三

トヨタ自動車の生産技術労働者Kさんの労災認定裁判は、10月15日から弁論が再開されます。この裁判では、トヨタが国に対してもKさんの過重な働き方を裏付ける諸資料（Kさんが参加している会議の議事録や生産準備の遅れ示す日程表や週報）の提出を拒んでいたため、原告側から裁判所にトヨタに対して文書提出命令を出すように要請し、支援の会としても裁判所へ団体署名とハガキで要請してきました。そして弁護団は、昨年11月以降弁論を一時停止して、審尋という形でトヨタ自動車の顧問弁護士と3回にわたって書類提出を巡って交渉を行ってきました。この結果、一定の文書の開示で合意が成立しま

した。皆様の文書開示要請へのご支援にこの場を借りてお礼申し上げます。

開示される文書は、ほぼ原告側の主張を裏付けるものであり、原告側は開示された文書を証拠として提出するとともに、それにふまえて10月15日の公判で補強の弁論を行います。

10月15日の口頭弁論への傍聴支援をお願いします。

第12回口頭弁論

10月15日（月）13時30分
名古屋地裁 1103法廷

平成29年度「過労死等の労災補償状況」

事務局次長 高垣 英明

脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況は、請求件数は840件で、前年度比15件の増となった。支給決定件数は253件で前年度比7件の減となり、うち死亡件数は前年度比15件減の92件であった

精神障害に関する事案の労災補償状況は、請求件数は1,732件で前年度比146件の増となり、支給決定件数は506件で前年度比8件の増。うち未遂を含む自殺について請求件数は前年度比23件増の221件、支給決定件数は前年度比14件増の98件、脳・心臓疾患が請求件数増えているのに認定件数が減少している。精神疾患は請求件数、支給決定件数と

もに増加し続けている。

精神疾患についての認定率は32.8%、自殺者についての認定率は39.0%となっている。

愛知県の場合においては、精神疾患の決定件数は82件うち支給決定件数18件であり、認定率21.9%である。うち自殺者についての決定件数は17件支給決定件数5件、認定率29.4%となっている。例年のような状況が続いています。労働局との懇談ではさらにこのことについての説明も求めています。



労災状況	認定率	平成21年度	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
精神疾患等	全国	27.5	29	30.3	39	36.5	38	36.1	36.8	32.7	34.4
	愛知	20.6	7.1	12.7	22.9	19.6	33.3	19.2	33.3	21.9	21.4
精神疾患等 (うち自殺)	全国	45	38.2	37.5	46	40.1	47.1	45.4	47.7	47.1	44
	愛知	37.5	20	0	25	33.3	50	22.2	33.3	29.4	28.6

愛知・東海での「働き方改革一括法案」反対の闘い

名古屋ふれあいユニオン副委員長 小林 敏之

1. 最終局面での反対運動の大高揚

6月29日、参議院において労働組合、労働弁護団、過労死家族の会の反対の声を無視して、自民、公明、維新によって働き方改革一括法案が強行採決されました。

私たちはこの歴史的暴挙を名古屋駅前、ミッドランド前で緊急抗議行動を行っているさなかで聞きました。

しかし私たちはこの暴挙に反対する大抗議運動を、愛知、東海の地において取り組んできたことに誇りを持ち、そこで培われた労組、労働弁護団、過労死家族の会などの連携と団結の深まりを確認し、これを拠点にこれからも闘いを続けましょう！

「東海の反対運動は全国でも最も元気のあるものでした」（岡本全国ネット事務局長、30日東海ネット交流会）そういわれるゆえんをかみしめたたかいを進めましょう。

最終局面での反対運動の大高揚

法案が参議院に回った6月19日から、労働法制改悪反対実行委員会に結集する労組、労働弁護団、過労死家族の会などが、東京での闘いに連帯して、名古屋駅ミッドランド前で執拗に抗議行動を繰り返したのです。

そのうちの6月19日にはミッドランドのトヨタ本社に「高プロをトヨタに導入させない申し入れ」を行い社長に届ける約束をさせました。また6月26日のミッドランド前抗議行動の後、過労死家族の会の内野さんを含めて愛知労働局に抗議の申し入れをおこなったのです。これらはコミュニティユニオン東海ネットが中心の行動です。

6月29日の最後のミッドランド前行動には発言してくれた内野さんばかりでなく過労死家族の会の仲間が3名参加し一緒に抗議行動を行ったのです。

2. どのように運動を切りひらいたのか？

（1）実行委員会の結成と3回の集会

2016年初め、ふれあいユニオン浅野委員長（当時）と副委員長の私で東海労働弁護団（白川事務局長）に申し入れを行いました。「労働法制の大改悪が迫っていて、東京では『雇用アクション』と言う共闘機関があるが東海でも東海労弁が仲立ちになり、労組、労働弁護団、諸団体の共闘機関をつくりませんか」と。

これを受けて、労働法制改悪反対実行委員会が、東海労弁、コミュニティユニオン東海、愛労連、自由法曹団、愛知健康センター、それに過労死家族の会も参加して結成されました。この実行委員会の下で3回の集会と主要駅頭での「カローシNOー！」等のビラまきを行いました。

集会の第一回は2016年5月13日ウインクあいちで110名の参加で行った労働法制改悪反対集会です。白川弁護士の情勢報告、わがふれあいからも玉葉会分会の3人が発言に立ち介護職場の過酷な実態を明らかにしました。



名古屋駅前で抗議行動

第二回は2017年1月27日、「働き方改革のまやかしを診る」と題して白川弁護士の基調報告と、労働現場から教師の長時間労働、わがふれあいの仲間の北部市場での夜勤労働の実態報告や岐阜市職員の公務災害問題などが訴えられました。

第3回目は4月23日、南山大の緒方桂子教授をお招きして「働き方改革のまやかしを診る」第二弾、「同一労働同一賃金て何？」の集会です。教授には政府のガイドライン案の批判的検討をおこなってもらいました。

ちょうどこの日東京メトロコマースの20条裁判（労働契約法20条、均等待遇）の判決があったのですが、即座に「地下鉄販売店の正社員と非正規社員の待遇の違いを検討すべきなのに地下鉄一般の正社員と比べている不当なもの」と、その問題点を的確に指摘いただきました。

またこの集会では豊橋の老舗企業で長年正社員同様仕事をしているのに準社員にとどめられている仲間からの正社員化の交渉をしているアピールもありました。（この仲間は今年になり正社員化を果たしています）

これらの集会への参加を通して労働者は、政府の働き方改革のまやかしを自覚するとともに、他の職場、産別の労働者もまた長時間労働の強制とパワハラ、労働強化と低賃金に苦しんでいる仲間であると連帯感を強めたと思います。

また、実行委員会は働き方改革法案の問題性を労働者市民に知らせるために名古屋駅前、金山、伏見駅などでビラまきを繰り返し行ってきました。

（2）全国キャラバン運動の実現

コミュニティユニオン全国ネットなどが中心になって行った全国キャラバン運動、これは労働法制改悪阻止、残業代ゼロ、過労死促進・非正規差別の固定化反対を訴えて北は北海道、南は沖縄から5月22日の東京日比谷野外音楽堂の大集会を目指して行った大宣伝運動です。東海では5月16日三重、17日岐阜と愛知で行ったのですが、東海においては全国で唯一愛労連系の仲間もこれに加わ

って、愛知の行動ではユニオン三重の街宣車と愛労連の街宣車の2台体制でこれを実現しました。

これも先の労働法制改悪反対実行委員会を拠点として共同行動を進めてきた成果と言わなければなりません。17日夜、名古屋駅前の集会では名古屋ふれあいユニオン、静岡ふれあいユニオン、愛労連、エキタス、ATU（オールトヨタユニオン）愛知健康センター、東海労働弁護団樽井弁護士、ふれあいユニオンの新委員長による総括発言など決意表明が次つぎとされ、壮観な盛り上がりでした。

3. 今後の闘い

大抗議運動の中で培われた労組、労働弁護団、諸団体の連携、団結を基礎に、残業代ゼロ法廃止、残業規制の上限時間の引き下げ、労働者を保護する働き方を求めましょう。また一旦削除された裁量労働制の拡大法に警戒し阻止しましょう。また各企業での高プロ制導入を許さないたたかい、長時間労働の強制に反対する闘いをこれからも団結と連携を基礎にたたかい抜いていきましょう！8月24日ふれあいユニオンの公開学習会で中谷弁護士、過労死家族の会の内野さんから提起され、話された教訓や示唆を大切にしながら団結して進みましょう！

高プロNO!



お詫びと訂正

223号に掲載した「トップの市政が生きるパワハラ対策」記事で、「ご遺族の命日に」→「被災者の命日に」に訂正します。関係者にご迷惑をおかけしました。

裁判の進行状況と裁判日程をお知らせします

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。

あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

中部電力新入社員労災認定裁判 入社四ヶ月目に主担当となり、会社の十分な支援がない中、過重な任務とパワハラにより、入社七ヶ月で自死(原告:母親、被告:国)	市バス運転士山田損害賠償請求裁判 市バス運転士の公務災害は認定されたが、名古屋市と交通局に対し謝罪を求めて損害賠償請求裁判を提訴。原告・弁護団は、交通局の、労基署の指導を受けた36協定違反問題、被災者に押しつけられた乗客転倒事故、パワハラ行為を指摘し、交通局が安全配慮を怠ったことを明らかにしている。(原告:両親、被告名古屋市と名古屋市交通局)
2018年9月5日(水)10時	2018年9月5日(水)11時
口頭弁論	口頭弁論
名古屋地裁 1103号法廷	名古屋地裁 1103号法廷
寺井土木関岡労災認定裁判 工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死。4月11日、名古屋地裁不当判決！名古屋高裁へ控訴(原告:妻、被告:国)	ティーエヌ製作所岩永労災認定裁判 業務中の災害(片眼失明に伴う心因反応)に対する労災認定を求める行政訴訟(原告:本人、被告:国)
2018年9月19日(水)11時20分	2018年9月25日(火)15時
控訴審口頭弁論	弁論準備
名古屋高裁1003号法廷	名古屋地裁 201号法廷
やまぜんホームズ大迫労災認定裁判 過労とパワハラで自死。労災認定を求める行政訴訟。被災者の、被災前六ヶ月間の時間外労働時間は、平均100時間47分に上る準備書面を提出。また、証人尋問に向けての準備書面も提出した。(原告:妻、被告:国)	豊通逆出向社員労災認定裁判 心臓障害1級社員で、豊通鉄鋼販売から豊通へ逆出向。ベトナム海外出張中にうつ病発症。休養中に、社長から直接無理な転勤を伝えられ、名古屋市内の単身赴任先で自死。労災認定を求め大阪地裁へ提訴。6月13日大阪地裁不当判決！大阪高裁へ控訴(原告:妻、被告:国)
2018年10月2日(火)11時	2018年10月9日(火)15時
弁論準備	控訴審口頭弁論
名古屋地裁 201号法廷	大阪高裁
トヨタ社員労災認定裁判 トヨタ自動車技術職社員が過重労働と上司のパワハラでうつ病発症し自死。トヨタ自動車に対し、裁判所から文書提出命令が出され、一部文書が提出された。その結果、弁論が再開される日程が決定。(原告:妻、被告:国)	十六銀行員労災認定裁判 入社した年の12月に、人員削減による業務多忙(仕事関係の資格取得準備)と上司のパワハラにより自死(原告:父親、被告:国)
2018年10月15日(月)13時30分	2018年11月13日(火)14時30分
口頭弁論	弁論準備
名古屋地裁1101号法廷	名古屋地裁 201号法廷
加野青果社員損害賠償請求裁判 2017年11月30日、名古屋高裁は、会社の責任を認め、地裁判決を上回る判決！しかし、被告・加野青果は最高裁へ上告。現在最高裁で受理・不受理の審理中。	御 礼 総会案内の返信に、多くの皆さんから懐かしい思い出や近況、そして健康センターへの激励をいただきました。事務局一同、皆様の声をしっかり受け止め、時代の要請にこたえた運動を進める決意です。ありがとうございました。
最高裁	

中国・延辺朝鮮自治州の旅

近森 泰彦

連れ合いの友人、安さんの子づれ里帰りに誘われて吉林省延吉市を訪ねた。関空から延吉空港まで中国東方航空で2時間半、空港から市内へは街路樹の緑が映える一直線の広い道。安さんのご両親の住まいまで10分。宿は釜山に出稼ぎに行き空き家になっている隣り合わせの妹さん宅。同じ造作のマンションで20畳ほどのリビング、台所（10畳）、寝室（8畳、6畳）バス、トイレとかなりの広さ。

「長白山ともう一カ所どこか」、事前のお願いはお父さんのおかげで実現、いい旅になった。翌日の早朝、延吉駅前広場で長白山へ向かう観光バスに乗車、頂上の神秘的な湖にみとれた。次の日は北方に向けたバスの旅で日本海側の防川へ。ここは三国（中、ロ、朝）の国境が交わる所。長白山を源とする豆満江沿いに走った。手の届くような川向うは朝鮮国。防川方面に向かう道路は4車線拡幅工事が急ピッチで進んでいた。

平和な時代が訪れればこの地域は中・朝間の経済交流の中核となっていく。延吉市は朝鮮族が50万人を超える中核都市である。幹線道路沿いの店舗の看板はハングルと漢字の併記、防川方面ではこれにロシア語が加わりにぎやかだ。



安さんのご家族と

くらし点描

＊学 校：小学校の登下校には家人が付き添う。一人っ子が多いので誘拐を防ぐために習慣になった。子供の塾通いは日本以上。国立延辺大学のレベルは高く日本の留学生も増えているとのこと。授業はハングル、中国語、それに英語。安さんは日本の大学に留学、就職・結婚後、日本国籍を取得。ご両親は年金（月6万円）生活。衣食住は不自由しないが保険制度がないので病気が一番心配だと話しておられた。

＊市 場：三日目の午前中は市内で一番大きな露店に行った。朝食のおかゆ（粟）がとてもおいしかった。大きな鍋で炊き上げているので柔らかく、私のような術後の者には嬉しい！真っ白な食用犬が10頭ほど肉売り場に並んでいた。見ているうちに年配の女性が訪れ、首の下あたりをナタで切り落とした肉塊をビニール袋に入れてもらっていた。「おいしいよ」と安さんは言うけれど……。近郷の農家がつくった野菜類は新鮮で種類も多い。魚類、肉類、揚げ物、饅頭、パン・菓子、雑貨類、衣服、履物・・・何でもある。食料品は日本の2割程・・・朝鮮ニンジンをお産に買った。

午後はデパート型の高層市場に出かけた。食料品は地下、雑貨・衣料品・化粧品・装飾品など豊富な商品が各階にギッシリ。女性店員は朝鮮の方が多そう。タクシーが庶民の足、市内近場なら100円ほど、バスは1元（16円）。

＊レストラン：大人5人、子供1人で中華料理店に出かけた。個室の大きな丸テーブルに盛り沢山の料理、お酒も楽しんだ。ボリュームが多くて食べられない。料金は6000円ほど。

＊自動車：市場に商品を運ぶのは三輪電池自動車。荷物もたくさん積めるし静かで動きもスムーズ。延吉空港経済開発区で電池自動車工場の起工式が7月末に行われた。

安倍さんは「制裁！」ワンパターン。平和な時代を見越して着々と対策を進める中国。アジア近隣国との善隣友好策に向かうことを望むばかりである。

9月・10月の日程

(11月の日程を一部含む)

月 日	曜日	時刻	事 項	場 所
9月1日	(土)		母親大会実行委員会	労働会館会議室
9月3日	(月)		全国過労死を考える家族の会世話人会	東京
		10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
9月4日	(火)	17:30	労働法制改悪反対実行委員会	名古屋法律事務所
		18:30	第90回栄総行動実行委員会	イーブルなごや
9月5日	(水)	10:00	中電新入社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
		11:00	市バス山田さん損害賠償請求裁判	名古屋地裁1103号法廷
9月6日	(木)	11:30	ヒラ・タラ裁判	
9月8日	(土)	14:00	働き方懇談会	都市センター
9月9日	(日)	10:00	愛知母親大会	豊川市文化会館・勤労福祉会館
9月10日	(月)	18:00	過労死判例研究会	水野幹男法律事務所
9月12日	(水)	15:15	名古屋市教職員安全衛生委員会	名古屋市東庁舎 6 階
9月17日	(祝)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
9月18日	(火)	9:30	中電新入社員労災認定裁判弁護団会議	労働会館4階電力センター
9月19日	(水)	11:20	寺井土木・関岡労災認定裁判(控訴審)	名古屋高裁1003号法廷
9月25日	(火)	15:00	ティエヌ製作所・岩永労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
9月27日	(木)	10:00	トヨタ社員労災認定裁判支援する会事務局会議	豊田市崇化会館会議室
10月1日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
10月2日	(火)	11:00	やまぜんホームズ・大迫労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
10月9日	(火)	15:30	豊通逆出向社員労災認定裁判	大阪高裁
10月13日	(土)	14:00	衛生推進者養成講習(補講)	労働会館 2 階会議室
10月15日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		13:30	トヨタ社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
10月20日	(土)	10:00	中電新入社員労災認定裁判弁護団会議	労働会館 4 階電力センター
10月27日	(土)	13:30	アスベスト対策愛知連絡会総会	労働会館本館 2 階会議室
10月29日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
11月6日	(火)		全国過労死を考える家族の会厚労省要請	東京
			全国過労死等防止対策推進シンポジウム	東京
11月7日	(水)		全国過労死を考える家族の会総会	東京
11月13日	(火)	13:30	過労死等防止対策推進シンポジウム(三重会場)	三重県教育文化会館大会議室
		14:30	十六銀行員労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
11月14日	(水)	9:00	第90回栄総行動	名古屋市内西庁舎前(地下鉄5番出口)
		14:00	過労死等防止対策推進シンポジウム(岐阜会場)	岐阜県図書館多目的ホール
11月20日	(火)	13:30	過労死等防止対策推進シンポジウム(愛知会場)	国際センター別棟ホール
11月23日	(祝)		過労死電話相談110番	愛知センター事務所